

茨城県卓球連盟 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 名称は、茨城県卓球連盟(以下「本連盟」)という。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を理事長宅、副理事長宅または事務局長宅におく。

(加盟)

第3条 本連盟は、公益財団法人日本卓球協会、関東卓球連盟、公益財団法人茨城県体育協会に加盟する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本連盟は、茨城県内における卓球を統括し代表する団体として、次の目的を持って会員相互の親睦、融和に寄与する。

- (1)卓球の普及並びに発展
- (2)体力の増進
- (3)スポーツマン精神の涵養

(事業)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)卓球の普及及び指導並びに技術の調査研究に関すること
- (2)指導者養成のための講習会及び研修会を開催すること
- (3)卓球諸団体との連携並びに諸事業への協力をする事
- (4)茨城県卓球選手権大会、全日本及び国体等予選会その他各種大会を開催すること
- (5)大会等記録の整理・保存・公表すること
- (6)卓球活動に関する出版物編纂並びに情報発信を行うこと
- (7)その他本連盟の目的を達成するために必要な諸事業を行なうこと

第3章 会員及び登録

(会員)

第6条 会員とは、本連盟が別に定める「茨城県卓球連盟登録規程」に基づき登録した者をいう。

(登録)

第7条 本連盟の会員になろうとするものは、原則として毎年6月30日までに公益財団法人日本卓球協会加盟登録申請書(茨城県卓球連盟加盟登録申請書を兼ねる。)に登録料を添えて本連盟に提出しなければならない。

- 2 登録については、別に定める「茨城県卓球連盟登録規程」による。

第4章 役員

(役員)

第8条 本連盟に次の役員をおく。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理事長 | 1名 |
| (4) 副理事長 | 若干名 |
| (5) 事務局長 | 1名 |
| (6) 部長 | 若干名 |
| (7) 常任理事 | 15名程度 |
| (8) 理事 | 30名程度 |
| (9) 監事 | 2名 |

(役員職務)

第9条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事長は、会長及び副会長を補佐し、業務全般を処理する。あわせて専門部を統括する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、代行の任にあたる。
- (5) 事務局長は、事務全般を執行する。
- (6) 部長は、所属の専門部を統括する。
- (7) 常任理事は、連盟の事業執行にあたる。
- (8) 理事は、部長の指示に基づき、業務を分担執行する。
- (9) 監事は、本連盟の会計及び業務執行等の状況を監査し、その結果を理事会及び総会に報告する。

(役員選任)

第10条 役員は、理事会の決議によって選任し、総会の承認を得る。

- 2 役員選任については、「茨城県卓球連盟役員選任規程」に定める。
- 3 理事長は、理事会で決定した役員を総会に諮る。
- 4 会長は、総会で決定した役員を委嘱する。

(名誉会長・名誉副会長・最高顧問及び顧問)

第11条 本連盟に名誉会長、名誉副会長、最高顧問及び顧問をおくことができる。

- 2 名誉会長、名誉副会長、最高顧問及び顧問は、本連盟に功績のあった者のうちから理事会の推挙により会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、名誉副会長、最高顧問及び顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ理事会に出席して、意見を述べることができる。

(役員任期)

第12条 役員任期は、事業年度の2年とし、再任を妨げない。

- 2 事業年度の途中から選任された役員任期は、前任者の任期が終了する時までとする。
- 3 任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、直属の長がその職務を兼務する。

(役員解任)

第13条 会長は、役員が次の各号に該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
 - (2)心身の故障のため職務の執行に支障があり、またはこれに耐えないと認められるとき
- 2 前項について理事会で決議する前に、その役員に弁明の機会を与えることができる。

第5章 専門部および事務局

(専門部)

第14条 本連盟は、専門部をおく。

- 2 専門部の事務分掌は、「茨城県卓球連盟専門部および事務局分掌規程」に定める。
- 3 本連盟規約第5条に掲げる事業遂行のため、新たに専門部を設置する場合または廃止することになった場合には、理事会の決議を経て追加または廃止するものとする。
- 4 専門部は、それぞれの部長が統括する。
- 5 専門部の決定事項のうち、特に重要な事項は、理事会および総会において報告しなければならない。

(事務局)

第15条 本連盟は、事務局をおく。

- 2 事務局の事務分掌は、「茨城県卓球連盟専門部および事務局分掌規程」に定める。
- 3 事務局は、事務局長が統括する。
- 4 特に重要な事項は、理事会および総会において報告しなければならない。

第6章 会議

(会議の種類)

第16条 本連盟の会議は、次のとおりとする。

- (1)総会
 - (2)常任理事会
 - (3)理事会
 - (4)その他会長が必要と認めた会議
- 2 事務局は、理事会と総会の議事録を作成する。
- 3 議事録には、会長・副会長・理事長・事務局長が記名する。

(総会)

- 第17条 総会は年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。会長が、特に支障がないと認めるときは、理事会の合意を得て臨時総会の招集にかえ、文書によって議案の可否を諮ることができる。
- 2 総会は、役員及び茨城県卓球連盟登録規程に定めた登録会員の種別代表者をもって構成し、その過半数の出席により成立する。議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
 - 3 総会の議長は、会長があたる。
 - 4 総会は、理事会で議決された次の事項を報告し承認を得る。
 - (1) 事業報告及び収支決算
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 役員人事
 - (4) 規約・規程の改定
 - (5) その他重要な事項

(常任理事会)

- 第18条 常任理事会は、会長が招集する。
- 2 常任理事会は、本連盟の執行機関として次の事項を計画・審議する。
 - (1) 理事会に諮る審議事項
 - (2) 総会で委任された事項
 - (3) その他緊急を要する事項について
 - 3 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、専門部長、その他の常任理事をもって構成する。
 - 4 常任理事会の議長は、会長があたる。
 - 5 常任理事会は、常任理事の過半数の出席(委任を含む)により成立する。議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

(理事会)

- 第19条 理事会は、会長が招集する。
- 2 理事会は、本連盟の議決機関であつて、第17条4項に定められた事項について審議する。議決事項は、総会に提出し承認を得る。
 - 3 理事会は、理事の過半数の出席(委任を含む)により成立する。議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
 - 4 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、専門部長その他の理事をもって構成する。
 - 5 理事会の議長は会長があたる。

第7章 表彰

(表彰)

第20条 茨城県卓球連盟役員、茨城県代表の監督若しくは選手あるいは、茨城県の卓球競技の発展振興に貢献したもので、その功績が特に顕著なものについては、別に定める「茨城県卓球連盟表彰規程」に基づき会長が表彰する。

第8章 会計

(事業年度)

第21条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第22条 本連盟の事業計画、収支予算書等を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経てから総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第23条 本連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後に会長が書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経てから総会の承認を受けなければならない。

(経費の支弁)

第24条 本連盟の経費は、登録料、参加料、協賛金その他の雑収入をもって支弁する。

2 本連盟の事業執行に必要な事務経費の取扱いについては、「茨城県卓球連盟事務費規程」に定める。

3 本連盟の事業執行のため出張した場合は、別に定める「茨城県卓球連盟旅費規程」に定める。

(分担金等)

第25条 本連盟は、加盟した公益財団法人日本卓球協会、関東卓球連盟、公益財団法人茨城県体育協会へ、それぞれが定めた分担金等を納入する。

(特別会計)

第26条 本連盟は、理事会の決議を経て、特別な事業執行に必要な経費にあてるための特別会計を設けることができる。

第9章 その他

(関連団体への役員選任)

第27条 本連盟より公益財団法人日本卓球協会及び公益財団法人茨城県体育協会、その他の法人から役員選任を要請された場合は、会長の承認を経て決定する。

(慶弔)

第28条 茨城県卓球連盟役員の慶弔については、「茨城県卓球連盟慶弔規程」に定める。

(資格の喪失)

第29条 本連盟の会員で、会員としてふさわしくない行為があった場合は、理事会の審議を経て、会長がこれを除名することができる。

第10章 補則

(規約の改廃)

第30条 この規約の改廃は、理事会において出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 理事会で決議された規約の改廃は、総会の承認を得る。

附 則

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

2 昭和43年1月21日に定めた「茨城県卓球連盟規約」は、廃止する。